

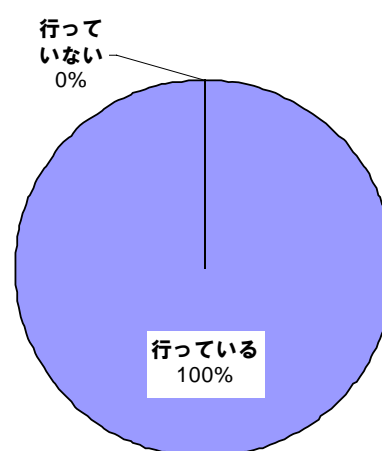
各府省庁における紙類の品質確認の状況について

本年度の各府省庁における紙類（コピー用紙、印刷用紙）の調達に当たっての品質確認の方法について調査を実施した。その結果は、以下のとおり。なお、回答は調査期間の関係で本府省庁における調達の場合が主である。

1. コピー用紙の品質確認

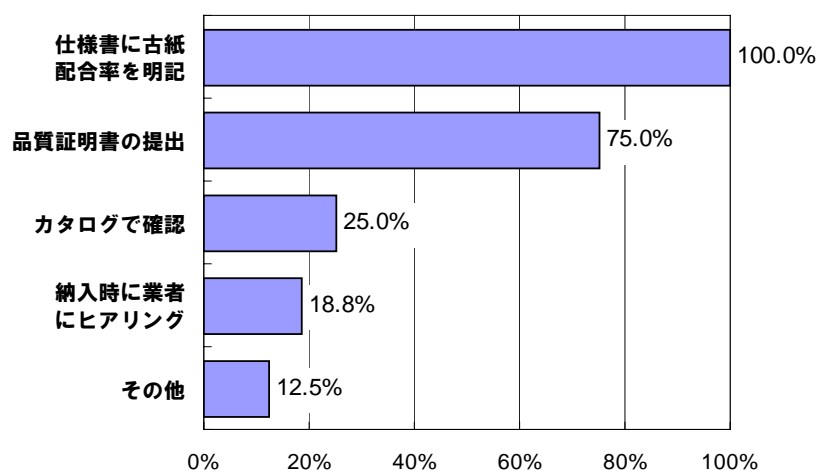
(1) 品質確認の実施状況

コピー用紙については、回答のあったすべての府省庁において、何らかの方法で品質確認を実施している。



(2) 品質確認の方法（複数回答）

具体的な品質確認の方法を複数回答でたずねたところ、「仕様書に古紙配合率を明記」が 100%となっており、全府省庁において古紙パルプ配合率 100%の指定をしている。以下、「品質証明書の提出」が 75.0%、「カタログで確認」が 25.0%、「納入時に業者にヒアリング」が 18.8%となっている。

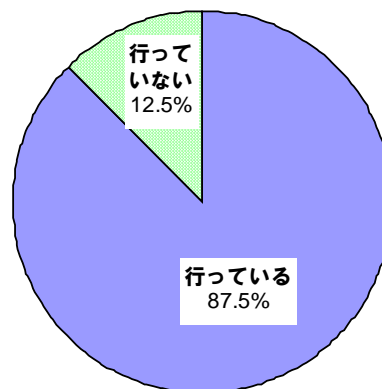


また、その他の方法として、「エコマークによる確認」「入札参加時に品質証明書を求める」があげられている。

2. 印刷用紙（印刷役務を含む）の品質

（1）品質確認の実施状況

印刷用紙については、品質確認を行っている府省庁が87.5%、行っていない府省庁が12.5%となっている。



（2）品質確認の方法（複数回答）

具体的な品質確認の方法を複数回答でたずねたところ、「仕様書に古紙配合率を明記」が62.5%で最も多く、以下、「その他」が37.5%、「使用等の打合せで確認」が31.3%、「環境ラベルで確認」「納入時にヒアリング」「品質保証書の提出」がそれぞれ6.3%となっている。

また、その他の方法として、「仕様にグリーン購入法適合品である旨を明記」などがあげられている。

